(七)　割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例について、支払を受ける割引債の償還金に係る差益金額に対して所得税が課される内国法人の範囲、特定割引債の償還金又は国外割引債の償還金の国内における支払の取扱者の範囲等を定めることとした。(第二六条の一七関係)

(六)　既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、適用対象となる一般断熱改修工事等に係るエネルギーの使用の合理化に資する改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の要件を定めることとした。(第二六条の二八の五関係)

2　国際課税

(一)　振替公社債等の利子等の課税の特例について、支払調書等の提出の対象から除外される外国政府等の範囲、特定振替社債等の発行者と特殊の関係のある者の判定時期、国税庁長官による適格口座管理機関の承認を受けるための申請書の提出等に係る手続、特定振替機関等又は適格口座管理機関が行う特定振替割引債の償還金に係る差益金額等につき非課税の適用がある旨の発行者に対する通知に係る手続の細目等を定めることとした。(第三条、第三条の二及び附則第三条関係)

(二)　割引債の償還差益等に係る国内源泉所得の課税の特例について、外国法人が国外において発行する割引債の償還差益のうち国内において行う事業に帰せられるものの範囲を定めることとした。(第二六条の一九及び第三九条の三三の三関係)

(三)　振替割引債の差益金額等の課税の特例について、特定振替割引債の発行者と特殊の関係のある者の範囲及び判定時期、振替公社債等の利子等の課税の特例の適用を受けている者が特定振替割引債について特例の適用を受けようとする場合の非課税適用申告書の提出の特例、支払調書等の提出の対象から除外される外国政府等の範囲、国税庁長官による適格外国仲介業者又は適格口座管理機関の承認を受けるための申請書の提出等に係る手続、特定振替機関等又は適格口座管理機関が行う特定振替割引債の償還金に係る差益金額等につき非課税の適用がある旨の発行者に対する通知に係る手続の細目等を定めることとした。(第二六条の二〇及び附則第一二条関係)

(四)　外国法人が有する特定振替割引債の保有により生ずる所得の非課税等について、所得の金額の計算上ないものとされる特定振替割引債に係る損失の額及び特定振替割引債の発行をする者と特殊の関係のある者の判定時期を定めることとした。(第二九条の三三の三関係)

3　資産課税

(一)　小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、適用対象となる相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供することができない事由等を定めることとした。(第四〇条の二関係)

(二)　直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例について、特例の適用がある場合における在外財産に対する贈与税額の控除等の適用に関する事項を定めることとした。(第四〇条の四の四関係)

(三)　相続時精算課税適用者の特例について、特例の適用を受ける財産の相続税法等の適用に関する事項を定めることとした。(第四〇条の四の五関係)

(四)　山林についての相続税の納税猶予制度における納税猶予税額の計算について、被相続人の債務及び葬式費用を相続税の課税価格から控除する場合には、山林以外の財産の価額から控除することとした。(第四〇条の七の四関係)

(五)　非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、次のとおり見直しを行うこととした。(第四〇条の八～第四〇条の八の三関係)

(1)　贈与税の納税猶予における贈与者の要件のうち、贈与時において認定会社の役員でないこととする要件を、贈与時において当該認定会社の代表権を有していないことに改める。

(2)　株券不発行会社について、株券の発行をしなくても相続税・贈与税の納税猶予の適用を認める。

(3)　適用対象となる資産保有型会社・資産運用型会社の要件のうち、常時使用従業員数が五人以上であることとする要件について、経営承継相続人等及び経営承継相続人等と生計を一にする親族以外の従業員数で判定する。

(4)　認定会社の要件のうち、総収入金額が零を超えることとする要件について、総収入金額の範囲を主たる事業活動から生ずる収入の額に限る。

(5)　資産保有型会社・資産運用型会社に該当する認定会社等を通じて上場株式等（一銘柄につき、発行済株式等の総数等の一〇〇分の三以上）を保有する場合には、納税猶予税額の計算上、当該上場株式等相当額は算入しない。

(6)　贈与税の納税猶予の取消事由から、役員である贈与者が認定会社から給与の支給等を受けた場合を除外する。

(7)　再生計画又は更生計画の認可の決定があった場合における猶予税額の免除について、適用対象となる債務の処理に関する計画の要件等を定める。

(8)　再生計画又は更生計画の認可の決定があった場合における猶予税額の再計算の特例について、適用対象となる認定会社の要件等を定める。

(9)　納税猶予税額の計算において、被相続人等の債務及び葬式費用を相続税の課税価格から控除する場合には、非上場株式等以外の財産の価額から控除する。

(六)　認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる特定建築物の範囲を定めることとした。(第四二条の二関係)

(七)　特例事業者が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる不動産特定共同事業契約の範囲等を定めることとした。(第四三条の三関係)

4　この政令は、一部の規定を除き、平成二八年一月一日から施行することとした。

◇東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一七〇号）（財務省）

1　被災した認定贈与承継会社等に係る非上場株式等についての納税猶予の特例について、適用要件である売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されている場合の計算方法の見直し等を行うこととした。(第二九条の三及び第二九条の四関係)

2　この政令は、一部の規定を除き、平成二六年一月一日から施行することとした。